

# 家庭養護をめぐる現状と支援のあり方をめぐって

－ 里親, ファミリーホームでのインターンシップの可能性について －

宮下 裕一<sup>[1]</sup>

[1]植草学園大学発達教育学部

今日の少子化の進行にもかかわらず、社会的養護を必要とする子どもたちは減っていない。従来、日本の社会的養護は入所施設が中心であったが、今後は家庭的な養護を行っていくことを重視していくことが示されている。このような状況下で、保育士資格取得希望者のインターンシップ先として、里親やファミリーホームでの体験は適切なのかについて、主に政府の報告書をもとに検討を行った。その結果、社会的養護の施設を卒業後の進路とする学生にとっては、家庭養護を推進していくという流れの中で、家庭養護の現場を知ることの重要性の示唆が得られた。

キーワード：社会的養護, 里親, ファミリーホーム, インターンシップ

## 1. はじめに

日本における少子化が指摘されるようになってから久しく、今後、総人口が減少していくなか、年少人口（14歳以下人口）の割合もさらに低下していくことが予測されている。

このような状況下にもかかわらず、2015年度に全国の児童相談所が対応した虐待件数は速報値で10万件を超え、統計を取り始めた1990年度以降増加の一途を示している<sup>1</sup>。

従来、日本における社会的養護の現状は、主に乳児院、児童養護施設に代表される、いわゆる入所型施設を中心に行われてきたが、現在、施設の小規模化と施設機能の地域分散化がすすめられている。

そのため、今後は家庭養護としての里親やファミリーホームの重要性がより高まってくるだろう。このような状況の中、社会的に養護を必要としている子どもを対象とした施設に就職を希望する学生に対する、里親家庭やファミリーホームでのインターンシップの可能性と期待される効果について検討を行っていくことにする。

## 2. 目的と方法

現在、本学発達教育学部では、学生による「インターンシップ」を積極的に推進しようとしている。学生が所属する専攻により体験場所は多々あるが、その中でも保育士資格取得希望学生が、家庭養護としての里親家庭やファミリーホームでインターンシップを行うことの有用性について、主に政府の報告書をもとに検討、考察を行う。

## 3. 結果と考察

### 3.1 社会的養護の現状と展開

#### 3.1.1 社会的養護をめぐる現状

社会的養護とは、「保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う<sup>2</sup>」こととされている。

現在、対象児童は約4万6千人とされ、その多くが乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施

設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームのそれぞれの施設で生活しており、これらは施設養護とされている。一方、家庭における養育を委託する形である里親や、養育者の住居において5～6名の子どもの養育を行う形態であるファミリーホームがあり、これらは家庭養護とされている<sup>3</sup>。ファミリーホームは、2008年の児童福祉法の改正により、新たに小規模住居型児童養育事業として実施されているものである。

### 3.1.2 社会的養護の向かう方向性

社会的養護は長期間、入所施設での養護を中心として展開されていた。だが、2010年の国連子どもの権利委員会による勧告もあり、国は、「社会的養護の課題と将来像」の中で、入所施設を中心とした社会的養護のあり方を大きく変えることを示した。具体的には、「現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年かけて、(a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム、(b) 概ね3分の1が、グループホーム、(c) 概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）」にしていくという将来像を示している<sup>4</sup>。

## 3.2 家庭養護のあり方について

### 3.2.1 家庭養護について

家庭養護の範疇には里親とファミリーホームが含まれることは前述した。どちらも養育者が生活の本拠を置く住居に子どもを迎え入れて養育を行う形態である。その大きな違いは、養育の体制が「里親」では夫婦または単身のみで行われるが、「ファミ

リーホーム」では、養育者と補助者が合わせて3名以上必要になっている。それに関連して、「里親」での措置児童数は1～4名に対し、「ファミリーホーム」では定員5～6名となっている。

里親制度については、2002年に行われた改革により、里親は養育里親、親族里親、短期里親、専門里親の4種類となった。その後2008年には、「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区分する改正が行われている（表1）。

家庭における養育を委託する形態である里親は、平成26年3月末現在、登録数は9441世帯である。その内訳は養育里親（7489世帯）、専門里親（652世帯）、養子縁組里親（2706世帯）、親族里親（477世帯）となっている（重複登録あり）。そのうち、実際に児童の委託を受けている里親数は3560世帯であり、登録里親の約38%となっている。また、委託児童数は4636人で、養育里親（3526人）、専門里親（209人）、養子縁組里親（227人）、親族里親（674人）となっており、養育里親が全体の約76%を占めている。

一方、養育者の住居に置いて家庭養護を行う形態であるファミリーホームは、全国に223か所あり、委託児童数は993人となっている。そのため、里親とファミリーホームの委託児童数は5629人になっている。

里親とともに「家庭養護」と位置づけられているファミリーホームでは、5～6名の子どもが養育者の家庭で生活することにより、「児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的<sup>5</sup>」と

表1 里親制度の概要

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
	要保護児童	専門里親		
対象児童		次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童		要保護児童

出所：厚生労働省「社会的養護の現状について（参考資料）平成27年3月」

した事業が展開されている。

ただ、施設本体での委託を減らし、グループホームや家庭養護である里親・ファミリーホームでの委託増には、社会的養護であるがゆえのさらなる配慮が必要である。実際、過去に里親による里子虐待事件も起きており、現在では里親委託前後の研修や里親同士の交流の促進、また、必要に応じて専門機関からの支援が得られるが、養育に悩んだ際に一人で抱え込むことをなくしていくためにも、孤立化を防ぐさらなるきめ細かな支援が求められている。

### 3.2.2 「里親及びファミリーホーム養育指針」からみる家庭養護のあり方

2012年には、「里親及びファミリーホームにおける養育の内容と運営に関する指針<sup>6</sup>」を定めたものとして、厚生労働省より「里親及びファミリーホーム養育指針」（以下「指針」とする）が出されている。ここではその指針をもとに、「里親及びファミリーホームにおける養育の理念や方法、手順」等を確認していきたい。

指針「2. 社会的養護の基本理念と原理」では、社会的養護の基本理念として、「子どもの最善の利益のために」が掲げられ、児童福祉法、児童憲章と児童の権利に関する条約を引用し、社会的養護とは、「子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、『子どもの最善の利益のために』をその基本理念」とする旨が示されている。合わせて、「すべての子どもを社会全体で育む」ことも、社会的養護の基本理念として示されている。

指針「3. 里親・ファミリーホームの役割と理念」では、「里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要とする子どもを、養育者の家庭に迎え入れて養育する『家庭養護』である」とし、また「社会的養護の養育は、家庭内の養育者が単独で担えるものではなく、家庭外の協力者なくして成立し得ない。養育責任を社会的に共有して成り立つものである」としている。

指針「4. 対象児童」では、里親、ファミリーホームともに、委託される児童は「新生児から年齢の高い子どもまで、すべての子どもが対象」とされ、「保護者のない子どもや親から虐待を受けた子ども、親の事情により養育を受けられない子ども」

が対象となる。年齢は「18歳に至るまでの子ども」が対象であるが、必要に応じて「20歳に達するまでの措置延長」も可能である。

指針「5. 家庭養護のあり方の基本」では、「社会的養護における『家庭養護』は、次の5つの要件」を満たす必要があるとされる。今日における家族の多様性の中でも、子どもの養育に関して一定の要件が存在するとし挙げられているのが、①一貫かつ継続した特定の養育者の確保、②特定の養育者との生活基盤の共有、③同居する人たちとの生活の共有、④生活の柔軟性、⑤地域社会に存在、である。

「ファミリーホームにおける家庭養護」については、「里親家庭が大きくなったものであり、施設が小さくなったもの」ではなく、「ファミリーホームの養育者は、子どもにとって職員としての存在ではなく、共に生活する存在であることが重要」であり、そのため、「養育者は生活基盤をファミリーホームに持ち、子どもたちと起居を共にすることが必要である」とされる。

里親と同様、ファミリーホームの基本的な形態は「夫婦型」であり、「生活基盤をそこに持たない住込み職員型ではない」とされている。

つまり、里親やファミリーホームでは、安定した養育者と子どもたちの関係を保障するための環境も含めて、子どもたちが「ごく普通」の場所で、そして「地域の普通の家庭」で暮らせることが求められているのである。

指針「6. 里親等の支援」では、「閉鎖的で孤立的な養育」にならないように、「外からの支援を受ける」ことが大前提とされている。この「外」との関係であるが、児童相談所や支援機関等はもちろん、子どもの在籍する幼稚園、学校、医療機関からの理解を得る努力をすることと、加えて、養育の「応援団」の確保があげられている。

### 3.2.3 里親委託推進の傾向について

「都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合<sup>7</sup>」に関するデータによると、里親等への委託率で最も高いのが新潟県で、40.3%となっている。以下、沖縄県、滋賀県と続き、その割合はそれぞれ30%を超えているなど、里親等への委託率が高くなっているのがわかる。また、「里親等

委託率の最近9年間の増加幅の大きい自治体<sup>8</sup>」として、最近9年間では、福岡市が6.9%から31.9%に、大分県では7.4%から28.1%に増加している。依然として児童養護施設等への委託率は高いが、家庭養護への移行が進みつつあるのがわかる<sup>9</sup>。

福岡市や大分県の取り組みについては、それぞれの取り組みに関する報告書が出されている。この報告書によると、福岡市の場合、2004年に「児童養護施設の空きがない」ことを契機とし、他県に子どもの入所を依頼せざるを得ない状況が生じていた。同年、日本子どもの虐待防止研究会が開催され、その関連事業としての市民フォーラム「子どもの命と心が尊重される社会の実現をめざして」が開かれ、「里親」についても取り上げていた。そこに多くの市民が関心を寄せ、集まったことから、行政は、施設定員を増やすのではなく、NPOや市民の力を活かすことによる、里親を増やす方向を目指すこととした。そして行政と民間の共同による「市民参加型里親普及事業」を実施することで里親登録者増へとつなげている。

大分県の場合も同様の状況が見られる。県内の乳児院や児童養護施設の地理的な偏りがあったことに加え、2000～2001年当時、要保護児童増による施設満床状態があったことと、集団生活ではなく、個別的なかかわりを必要とする子どもへの対応策を模索する中で、里親制度に行きつき、2002年の国の里親制度改革と時期を合わせる形で、里親委託が推進されることとなった。

### 3.3 大学教育とインターンシップについて

#### 3.3.1 「インターンシップ」と専門キャリア教育

大学等におけるインターンシップとは、「一般的には、学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度のことである」とされ、わが国では「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」としてとらえられている<sup>10</sup>。

現在、本学では学外での学び・体験に重点を置いた科目を配置している。2～4年生については、学生各自の所属する専攻により「保育活動実地演習」「教育活動実地演習」「障害者支援活動実地演習」が

各学年に配当され、単位認定を行っている。

例えば、本学の幼稚園教諭及び保育士資格取得希望学生が所属する幼児・保育専攻学生が履修する「保育活動実地演習」では、授業のねらいを「ボランティア活動を通して、ボランティア精神を身につけるとともに、乳幼児とかかわる際の実践的な力や社会性を高め、ボランティアに対する理解や関心の幅を広げる」としている。そして、主なボランティア先としては、保育所、幼稚園、障害児通園施設、子育て支援施設関係を想定している。

また平成28年度より、先の実地演習科目をさらに展開させ、ボランティア体験の蓄積にとどまらず、学生のキャリア形成に寄与する意味も含めて、インターンシップ科目へと変換した。この科目は先ほどと同様に、専攻別に「幼児保育インターンシップ」「小学校教育インターンシップ」「特別支援教育インターンシップ」の3つに区分し、配置した。そして2～4年次と同様単位認定を行っている。

1年次から自らのキャリア形成の方向性を探ることも念頭に置き、社会体験活動や職業体験活動を積み重ねることにより、学生自身の成長にどのような効果が期待できるのかについては、今後改めて検証が必要であると考えられる。

#### 3.3.2 家庭養護の場における「インターンシップ」について

家庭養護の場である里親家庭とファミリーホームに対して、インターンシップは適当なのだろうか。社会的養護の場である施設では、保育士資格取得の実習施設として指定されている場合が多いため、学生の受け入れに際し、専門教育を受け、現場経験のある職員が窓口及び実習中の指導を期待することができる。そして学生の就職先としての選択も可能なため、インターンシップを行う意義はあるだろう。

一方、里親家庭やファミリーホームは、保育士資格取得のための実習施設が示されている「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」には、実習施設として示されていない<sup>11</sup>。

大学を卒業したばかりの学生が里親になる、あるいはファミリーホームの運営を始めるということは現実的ではない。そのため、「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う

こと」であるインターンシップの意味を、直接的な就職の場の一つという意味で考えると、該当しないだろう。

だが、「社会的養護の課題と将来像」にも示されているが、「社会的養護においては、原則として、家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先する<sup>12)</sup>」とある。

また「里親委託ガイドライン」では、「保護者による養育が不十分または養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭的養護が望ましく、里親委託を優先」するという「里親委託優先の原則」が、そしてその対象児は、「新生児から高年齢児まですべての子どもを検討の対象とされるべき」であることも示されている。合わせて、施設入所が長期化している子どもについては、「施設が策定する自立支援計画の見直しの際などには、児童相談所は適切な総合判断を行い、定期的に里親への委託を検討することが必要である」という点も指摘されている<sup>13)</sup>。

では、なぜそのような方針が示されたのだろうか。それは、2009年12月に国連総会で採択され『児童の代替的養護に関する指針』と関係がある。その指針では、「特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべき」等、家庭養護の重要性を指摘している。この国際的潮流に合わせる形で、日本の社会的養護の将来像が示されてきたのである。

里親委託を推進するにあたり、まず子どもに家庭における「あたりまえの生活」を保障し、特定の大人との継続的、安定的な愛着関係の形成が必要である。特に集団の規模が大きくなれば一般家庭での生活体験から離れていくことは避けられず、将来の家庭生活のイメージの形成も難しい。そのため、家庭養護の必要性と広がり求められているのである。

だが一方で、家庭養護の問題点も指摘できる。家族にはそれぞれ多様な「色」があり、子どもたちとのマッチングも重要になってくる。施設と比較して家庭養護の場に携わる大人は少ない。だが子どもとの人間関係はより濃密になるため、場合によっては、子ども自身が家を自分の居場所として感じられなくなってしまう恐れや、養育者自身も多様な課題を抱えている子どもとの向き合い方に悩み、孤立化

してしまう可能性も指摘できる。

インターンシップ実施の際は、学生自身が施設養護、家庭養護それぞれのメリット、デメリットを意識しつつ体験できるよう、事前学習の機会を確実に確保することが必要だろう。

そして、結果として、学生が社会的養護を必要とする子どもを対象とする施設に就職したとしても、インターンシップによって家庭＝生活の場である家庭養護の現場の理解が深まっていれば、施設から家庭養護への措置変更時における子どもへの支援も、家庭養護の場における新たな暮らしの見通しについて、子どもにより具体的に伝えることができるだろう。さらに、子ども自身の今後の生活上の不安を軽減させることができることから、措置変更をよりスムーズに行えると考えられる。

国は要保護児童の家庭養護を優先し、さらに施設入所している子どもの措置変更先として里親委託の推進を行う方針を示していることから、今後、家庭養護の場の理解は、ますます重要になることが予想される。

#### 4. おわりに

様々な理由のために自らの家庭で生活することのできない子どもたちを公的責任のもと、社会全体で養育する仕組みである社会的養護のうち、特に家庭養護である里親、ファミリーホームの現状を中心に、主に政府の報告書等をもとに整理を試みた。そして、家庭養護の場へのインターンシップの可否についての検討を行うことにより、学生にとって期待される有用性を見出すことができた。

現在、本学部では、家庭養護の場でのインターンシップ実施に向けて、調整しているところである。家庭養護の場でインターンシップを実施する際には、事前に家庭養護を行っている当事者によるガイダンスを行うことで、学生の不安や疑問をある程度解消後、インターンシップに派遣したいと考えている。また、派遣中も学生と連絡が取れる体制を作り、何か生じた場合はすぐに派遣先等と調整を行うことができるようにする予定である。また、現場での一定期間の経験をした後には振り返りを行う予定である。

だが、実際に学生が里親家庭やファミリーホームに受け入れられることによる「効果」はあるのか、あるとしたら誰にどのような効果が見られるのか、その検証については、今後継続して行っていきたいと考えている。

#### 註

- 1 毎日新聞. 児童虐待 10万件突破. 2016.8.4
- 2 厚生労働省. 社会的養護. [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/) (2016.11.3参照)
- 3 厚生労働省. 資料3-1「家庭的養護」と「家庭養護」の用語の整理について. 第17回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会資料. 2012
- 4 厚生労働省. 社会的養護の課題と将来像. 2011; 41
- 5 厚生労働省. 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について. 2012
- 6 厚生労働省. 里親及びファミリーホーム養育指針. 2012
- 7 厚生労働省. 社会的養護の現状について（参考資料）. 第17回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会資料. 2015; 17
- 8 厚生労働省. 社会的養護の現状について（参考資料）. 第17回社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会資料2015; 16
- 9 全国里親委託等推進委員会. 里親等委託率アップの取り組み報告書～委託率を大きく増加させた福岡市・大分県の取り組みより～. 2013
- 10 文部科学省・厚生労働省・経済産業省. インターシップの推進に当たっての基本的考え方. 2014
- 11 厚生労働省. 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について. 2013
- 12 厚生労働省. 社会的養護の課題と将来像. 2011; 5
- 13 厚生労働省. 里親委託ガイドラインについて. 2012; 2-4

## **On the Present State of Family-based Care and the Role of Support: Possibility of internship in a family or foster home**

Yuichi MIYASHITA <sup>[1]</sup>

Faculty of Child Development and Education, Uekusa Gakuen University

In spite of today's increasing decline in the birthrate, the number of children who are in need of social care, such as abused children, not decreasing. Until now, residential care facilities played a central role in Japan's social care system. Henceforth, the government has shown it will put more importance on family-based care. Under these circumstances, the examination of primarily government reports was carried out to determine whether or not it is appropriate for students who want to obtain a childcare license to participate in an internship program at family homes or foster care facilities. As a result, the importance of learning the conditions at social care facilities is shown for students who wish to work in the field of social care.

**Keywords :** Social care, family-based care, internship